

大分市と大分信用金庫の包括連携協力に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分信用金庫（以下「乙」という。）は、大分市の地域経済の活性化及び市民サービスの向上を目的として連携協力するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携協力を図る中、大分市の地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に連携協力して取り組むものとする。

- (1) 地域産業振興に関する事項
- (2) 創業支援に関する事項
- (3) 中小企業の支援及び強化に関する事項
- (4) 市外からの定住支援及び空き家解体に関する事項
- (5) 農業林業の成長産業化（6次産業化）の支援に関する事項
- (6) 地方創生に関する事項
- (7) 地域経済を担う人材の育成に関する事項
- (8) その他甲及び乙が必要と認める地域経済の活性化及び市民サービスの向上に関する事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携協力事項への取組等において知り得た秘密を甲乙間の承諾を得ないで他に漏らしてはならない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3ヶ月前までに甲及び乙のいずれも書面により異議の申出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間、更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等に関する協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年12月17日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長

佐藤樹一郎



乙 大分市大道町3丁目4番42号

大分信用金庫

理事長

和田政則

